

富士

ふれあいの村だより

第 25 号

令和3年3月

ニューノーマルでの 事業実施を目指して

富士ふれあいセンターは、開設から今年で25年目を迎えました。平成8年、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を目指す「富士ふれあいの村構想」により整備され、富士・東部地域にお住まいの障害をもった方々の自立と社会参加を推進するため、四半世紀に渡り、地域の医療、福祉、保健、教育等の関係機関の皆様と連携を図りながら、ご本人やご家族からの福祉・生活・言葉の問題に関する相談、市町村や福祉施設職員を対象とした研修会、地域との交流を深める富士ふれあいの村まつり、陶芸・茶道などの文化教養講座など、様々な事業に取り組んでまいりました。

こうしたなか、昨年は、新型コロナウイルス感染症が日本中、世界中に広がり、日常生活やこれまでの常識を一変させることになりました。

当センターも例外ではありませんでした。新型コロナウイルスの感染防止対策として、当センターでは、昨年5月、入館時の検温の実施、マスクの着用、手指消毒・手洗いの徹底等をまとめた感染防止ガイドラインを策定し、以来、ご来館いただく皆様にも感染防止対策の徹底をお願いしてきました。

一方で、いくつかの事業は中止を余儀なくされました。なかでも9月に開催予定であった富士ふれあいの村まつりについては、多くの関係者や地域の皆様に支えられ、富士ふれあいの村のオープン時から続く歴史あるお祭りであることから、開催について慎重に検討を進めてまいりました。

しかしながら、どこまで感染が広がるか見通せないことや県内の多くのイベントが相次いで中止になったこと、また、何よりも、ご参加いただく皆様の安全、安心の確保が最優先であり感染リスクを

富士ふれあいセンター
所 長 小 倉 良 二

回避する必要があることなどから、最終的に開催を見送ることとしました。次回開催に向けては、検温、マスク着用、手指消毒などの基本的対策の徹底に加え、ステージ上の配列や観客席等の配置、模擬店の配置やビニールカーテン等の設置など、コロナ禍における開催方法について、関係者の皆様の御意見や御助言をいただきながら具体的な検討を進めたいと考えています。

また、新たな試みにも取り組みました。当センターは、富士吉田市と富士河口湖町の福祉避難所であり、災害時には障害をお持ちの方やそのご家族が過ごすこととなるため、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底が不可欠となります。こうしたことから、2市町や関係機関と連携するなかで、昨年11月、3密回避や社会的距離の確保など感染防止対策を徹底した運営マニュアルの策定と避難所の設置運営訓練を行いました。訓練には障害をお持ちの方にもご参加いただきましたので、その御意見や訓練で明らかになった課題を踏まえ、コロナ禍でも円滑に運営できるよう、更なる運営マニュアルの見直しを進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束することを願うばかりです。令和の時代においても、ご利用なさる皆様が安心して当センターにお越しいただけるよう、ウィズコロナに対応したニューノーマルでの事業実施を進めていきたいと考えておりますので、引き続き当センターへの御支援、御協力をお願い申し上げます。

(福)山梨県社会福祉事業団障害者支援施設

はまなし寮

TEL (0555) 72-5322

FAX (0555) 72-5325

E-mail : hamanashi@yfi.or.jp

http://www.yfi.or.jp/hamanashi/

寮長 田口 芳樹

昨年の1月頃より始まったコロナ禍。早1年たちますが、いまだに収束が見えません。感染予防に関しては、職員をはじめ、ご家族の方などにもご協力いただき、万全の体制を組んではいますが、現在の富士北麓での感染拡大状況をみると予断を許さない状況です。

《はまなし寮における感染予防対策》

入所利用者は、身体障害、知的障害、精神障害などの障害をお持ちの方ですが、近年は高齢化や重度化に伴い、重複障害、基礎疾患をお持ちの方が増えています。さらに、施設建屋はユニット型(個室が基本で、少人数でのケアができる施設構造)に対応していないため、隔離や個別の対応が十分に取れないことが懸念されます。

■毎日の健康チェック、感染予防対策

毎日の検温、表情チェック、声掛けによる状態の確認、食事の様子など、基本的なことです。最も大切なことです。さらに早期発見で感染者を重篤化させない、感染を蔓延させないために、常勤の看護師や介護士が常時対応をしています。

はまなし寮では、コロナ禍以前より、冬の時期の感染症(ノロウイルス・インフルエンザ)に対して



は、毎年研修を重ねて予防対策をしています。コロナウイルスについてはインフルエンザウイルスの特性と同じ対応が効果的なので、毎年の対策をさらに強化して実施しています。

■感染症予防対応設備の増強

はまなし寮のような入所型の施設は、感染症クラスターの発生により、さらに地域への拡大が懸念されるため、感染予防のための国や県からの補助金が示されました。あらゆる手段を想定した感

染予防対策を講じました。

・各エリアへの加湿器の購入・・・床暖房による乾燥から、菌の飛散を防ぎます。

・感染予防用品の備蓄倉庫・・・消毒薬、マスク、ガウン、ゴーグル、手袋などを備蓄しています。日常的に使用するのはもちろんですが、感染症発生時にも対応できる量の予防用品が備蓄できています。また、地域や行政より寄付でいただいたものも、有事には迅速に活用できるように、倉庫に整理をしています。

・隔離対応のための与薬管理カート・・・感染が蔓延し、利用者の隔離対応をした場合に備え、感染者用の服薬を管理できるカートを購入してあります。

・隔離部屋の設置・・・はまなし寮は隔離できる部屋が少ないため、プレハブを利用した隔離部屋を設置しました。また隔離以外では、ご家族の面会や少人数での打ち合わせなどが、居住棟に入らずに実施できるスペースとなります。

・その他、防疫機器・・・体温検知タブレット、非接触体温計、WEB会議用ノートパソコン、遠隔面会用タブレットなどを整備しました。

■職員の感染予防

入所型の施設においては、感染症の持ち込みには職員が大きく関与していることは、全国の例を見ても明らかです。職員においては、業務に入る前の検温等の健康チェック、県外などへの行動履歴の確認、出退勤時の自宅以外への立ち寄り制限など、はまなし寮のみならず運営法人である山梨県社会福祉事業団として取り組んでいます。さらに法人としては、各施設間会議のWEB会議へ切り替え、感染後を見据え、デスクトップパソコンのノートパソコンへの変更、タブレット端末の導入、などを実施し、コロナ禍後も見据えた業務全体の見直しも進めました。



トピックス

はまなし寮

■季節の行事は施設のみならず楽しく開催!



利用者みなさんの楽しみの一つが行事です。今年度は、例年のように地域のみなさんやご家族を招待しての大きな行事は中止を余儀なくされましたが、施設内での季節

の行事は「みんなで楽しもうよ!」という利用者と職員の心意気で、招待者なしで小規模ながら実施



しました。みなさんの笑顔がいつもの年より大きく感じました。

ふじざくら支援学校

TEL (0555) 72-5161

FAX (0555) 72-5164

E-mail : hujizkr-yg@pref.yamanashi.lg.jp

開校から25年目をむかえて

校長 望月 公

本校は、知的障害、肢体不自由、そして重複した障害のある児童生徒を教育の対象とする養護学校として、平成8年に開校しました。令和2年度は、開校から25年目に当たります。

この25年間、富士吉田市及び南都留地域（道志村を除く）に居住する特別な支援が必要な児童生徒の教育を担い、その充実が努めてきました。これまで、本校の高等部を卒業して社会に巣立っていった生徒は、311人（R2を含む）に上ります。今、彼らが社会の中で、楽しく、元気に、逞しく、そして自分らしく生活していることを、心から願っています。

また、この地域に居住する特別な支援が必要な本校以外の児童生徒に対しても、より適切な教育や支援の在り方等について考え、それぞれの学びやすさや生活しやすさについて情報提供してきました。地域における特別支援教育のセンター的役割を果たすべく、努めてきたところです。

さて、「インクルーシブ教育」という言葉を耳にするようになって、しばらく経ちました。障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある子供もいない子供も共に学ぶ仕組みを構築させ、ひいては共生社会の実現を目指す取組です。

学校における重要な教育活動の一つとして、「交

流及び共同学習」を設けています。そして、その一つの形態として「学校間交流」があります。これは、本校の児童生徒と相手校の児童生徒が、交流活動を通して相互理解を推進すると共に、よりよい関係性を構築することを目指しています。本校の児童生徒も他校の児童生徒も、この地域の子供達です。学校を卒業すると、この地域社会で共に生活していく仲間です。共生社会実現の起点となる「交流及び共同学習」については、今後もさらに充実を図っていきたいと考えています。

また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある子供の就学先決定の仕組みが変わりました。これにより、障害のある児童生徒が地域の小・中学校に通学するケースが想定されます。まさに「インクルーシブ教育」の理念によるものであり、小・中学校等においては、特別支援教育に係るハード・ソフトの整備が求められています。それに伴い、これまでに蓄積した教育実践や、特別支援教育に係る専門性を有する本校としては、地域の小・中学校等からの支援要請への適切な対応が、なお一層求められます。

本校に在籍する児童生徒の教育の充実はもとより、この地域に居住する特別な支援が必要な全ての児童達のよりよい発達を目指して、26年目以降のふじざくら支援学校も成長を続けていきたいと思えます。

今後も、御支援と御協力をお願いします。

トピックス ふじざくら支援学校

本校では、同世代の仲間と地域の人々と、関わり合い、共に学習する機会である交流及び共同学習を実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、直接会って交流することが難しい状況となりましたが、中学部では、河口湖北



中学校の2年生の生徒とICT（Zoom）を使った交流を行いました。画面越しの交流ではありましたが、生徒たちは北中の生徒に伝わるように大きな声で話をした

り、画面を見て一緒にソーラン節を踊ったりするなど充実した時間を過ごすことができました。

小学部の高学年では、富士吉田市立図書館おはなし会「このはなさくや」の方々と地域交流を行いました。読み聞かせの中で、ピアノの音色や身体を動かしたりする活動に大変興味をもつ様子が見られました。



新型コロナウイルス感染症とわたしたち

富士・東部保健所

所 長 中 根 貴 弥

こんにちは。富士・東部保健所の中根です。新型コロナウイルスの感染の流行が世界でも、日本でも確認されて1年以上がたちました。新型コロナウイルスの蔓延を防ぐための、みなさまの日々の努力に感謝申し上げます。私たちが保健所で対応していて、大切に感じることをいくつか書いていきます。

1 感染症をひろげないために

会食で、感染が広まるのは皆さんご存知ですね。会食とは、お酒を飲む会合だけを指すわけはありません（もちろん、お酒を飲んで、大声で話したり、歌ったり、ボディタッチをすると、感染しやすくなるのですが）。仕事の同僚とはなしながら、昼ご飯を食べたり、車のなかで、コンビニ弁当をいっしょにたべたりしても、当然ですが、感染します。そのほかにも、結婚式やお葬式など、マスクを外して会話をすると、感染の機会になります。それから、話すときにもマスクを外さないでください。電話のときや、マイクの前でマスクを外していません。絶対、ダメですよ。

もう一つの重要な感染経路は、あなたの指です。みんなマスクをしていたのに、集団感染が起きたとしたら、接触感染を疑います。手をひんばんに洗っていますか。まさかトイレのタオルは共用ではないですよ。指で目をこするくせはありません。目からも新型コロナウイルスは侵入します。ほとんど無症状で診断前の新型コロナウイルス感染者の誰かが、くしゃみや咳をしたときに口を手で押さえて、その手でドアノブをさわって、そこをあなたの指がさわったら、新型コロナウイルスに感染するのは、もうすぐです。繰り返します。手の消毒と、手で顔を触らないことが大切です。アレルギー性結膜炎のひとは気をつけてください。手の消毒を何回もすると、手が荒れますので、スキンケア用にハンドクリームも常備しておくといいですね。

2 家庭内での対策

家庭はくつろぐ場所ですから、家の中での感染対策を徹底するのはなかなか難しいです。家庭内での対策が必要なのは、(1) 家族のなかになんかのどがいたい、頭痛、発熱などの症状がある人がいるとき、(2) 新型コロナウイルスに感染すると重症化しそうな、高齢者や基礎疾患のあるひとと同居しているとき、です。食事の時間や、空間をわける、手洗いの徹底、入浴は基礎疾患のあるひとが先、症状があるひとは最後、などの対策を行います。

3 症状のあるとき

新型コロナウイルスの症状は多彩ですし、重症度もさまざまです。具合が悪くて、救急車で搬送されてはじめてわかる人もいますし、まったく症状がない人もいます。重症なひとでも、よく聞くと、すぐ具合が悪くなる前に、本当に軽いどの痛みや、下痢などがあつたりします。まずはかかりつけの先生と相談することをお勧めします。かかりつけの先生がいないひとは、山梨県のコールセンターでご相談ください（山梨県新型コロナウイルス感染症受

診・相談センター TEL:055-223-8896 ※甲府市の方は甲府市受診・相談センター TEL:055-237-8952 いずれも24時間対応）。

4 新型コロナウイルスと診断されたら

診察した医師が新型コロナウイルスを疑った場合、いまはすぐ検査で確かめる体制が整っています。一番早い場合は、その日のうちに結果がわかります。診断が確定したら、山梨県では、原則として入院、またはホテル宿泊となります。ここで、私たち、保健所の人間が本当にありがたいと思うことは、新型コロナウイルス陽性と確定した後に、みなさん、つらいはずなのに、周囲に感染を広げないために会社や学校などに連絡していただけることです。これを受けて、保健所では感染の可能性のあるひと（濃厚接触者、接触者）の検査を進めていきます。

5 新型コロナウイルスとわたしたち

テレビの報道ばかり見ていると、新型コロナウイルス感染は身勝手な人たちが広げていると思うかもしれません。新宿の歌舞伎町や、渋谷の風景は何度も報道されているので、そう思うのは無理のないことです。しかし、私たちの見ているところでは、ほとんどの患者さんは、十分気をつけていて、それでも感染しています。みなさんが頑張って感染対策をしていることは、インフルエンザが激減していることからわかります。これだけ対策しても、まだ新型コロナウイルスはやっつけきれない、とても手ごわいウイルスだということです。

新型コロナウイルス対策は、すべての年代の人々の協力が必要ですが、とくに若者と高齢者が大切といわれています。つまり、「若者は症状が軽くて、行動範囲が広い」、「高齢者のなかにはひじょうに活発で会合を繰り返す人がいて、高齢者施設で感染が広がるきっかけになる」という理由です。でも、ちょっと立ち止まって考えてみてください。若者の多くは、修学旅行も、卒業式も、入学式や入社式も我慢しています。それでも、若者のあつまりでクラスターが発生したら、若者全体が非難される。つらいし、かわいそうですね。行動的で、これまでは社会の潤滑油の役割を果たしてきた高齢の人たちが、新型コロナウイルス感染下でどうふるまっているのか、とまどっています。そういった気持ちを理解するのでなければ、心からの協力は得られないと思います。

新型コロナウイルスは、病気だけではなく、社会を分断するウイルスです。今年の2月から医療関係者、引き続き4月以降に高齢者の順番で新型コロナウイルスワクチン接種が開始されますが、新型コロナウイルスが完全にコントロールされるまで、もう少し時間がかかりそうです。それまでは、新型コロナウイルスを過剰におそれずに、社会のつながりを保つことを、みんなで心がけていくことが、とても大切だと思います。

富士・東部圏域の障害福祉相談の体制

山梨県相談支援体制整備事業

富士・東部圏域マネージャー 小松 繁

今年の4月から、富士・東部圏域マネージャーとして、従事することとなりました小松と申します。どうぞよろしくお願い致します。

山梨県では、平成21年から事業化され、山梨県相談支援体制事業として圏域マネージャーが、現在4つの圏域に配置されています。私も含め、他3名の圏域マネージャーが、山梨県から相談支援事業所に業務を委託され行なっています。

山梨県内の障害保健福祉圏域である中北・峡南・峡東と当圏域：富士東部が、エリアの対象となります。当圏域は、12市町村：富士吉田・都留・大月・上野原市、富士河口湖・西桂町、鳴沢・忍野・山中湖・道志・丹波山・小菅村（4市・2町・6村）の構成単位で、広範囲でもあります。

業務内容としては、相談者・行政・事業所などの各関係機関の調整やつなぐ役割で、主に4つあります。

- 1、市町村に対する支援。
- 2、圏域内の体制づくり。
- 3、県との連携・協力。
- 4、その他必要な業務。となっています。

今年度、県・各市町村では、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の最終年となり、現在、県・各市町村において、次期第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定を進めているところです。

そして、今年度末までに、各市町村または共同設置で、「地域生活拠点等事業の開始」、「精神障害者にも対応した地域包括システムの構築（協議をする場の設置）」、「医療的ケア児等の支援（支援のための協議の場の設置）」を、各市町村が整備しなければならないこととなっています。現在、この圏域でも2つの地域自立支援協議会（北麓・東部）単位で、設置または設置の準備を進め

ています。

障害児者の相談支援は、地域で生活されている障害児者、その家族、地域住民、関係機関に始まり、地域の障害児者事業所を利用する際にもとても大切な支えであり、また大切な役割です。困りごと・悩み事・仕事がしたい・事業所に通いたい・話を聞いてもらいたいなど様々な相談があります。他方、相談員や相談支援事業所の不足も地域課題としてあります。

現在、この圏域の相談支援の体制は、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターが、4か所設置されています。富士北麓（6市町村共同設置：3法人等委託と富士吉田市職員）のふじのわ、都留市の都留市障がい者基幹相談支援センター（都留市直営）、大月市障害者基幹相談支援センター（大月市直営）上野原市障がい者基幹相談支援センター（上野原市社会福祉協議会が委託）となっています。他に計画相談事業所等が、北麓に8か所、東部では、7か所存在しています。

地域の課題としては、コロナ対応、移動の問題、親亡き後の問題、障害者の高齢化と親の高齢化、医療的ケアを必要とする児・者の地域生活支援、強度行動障害児者の地域生活支援、発達障害児者の支援、ひきこもり、生活困窮、触法障害者、災害時の問題、事業所不足、福祉の人材不足、障害児者に対する理解や普及・啓発等、多種多様の課題があります。

歩みは決して早くないかもしれませんが、しかし、一步一步あきらめずに、地域の良さも活用しながら、生まれ育った地域で、安心して生活できる地域・圏域づくりを、ご本人・ご家族、関係機関・行政の方々、地域住民のみなさんと連携・協働して、解決に向けて、進めていきたいと思っております。

「富士ふれあいの村」へのアクセス



富士ふれあいセンター



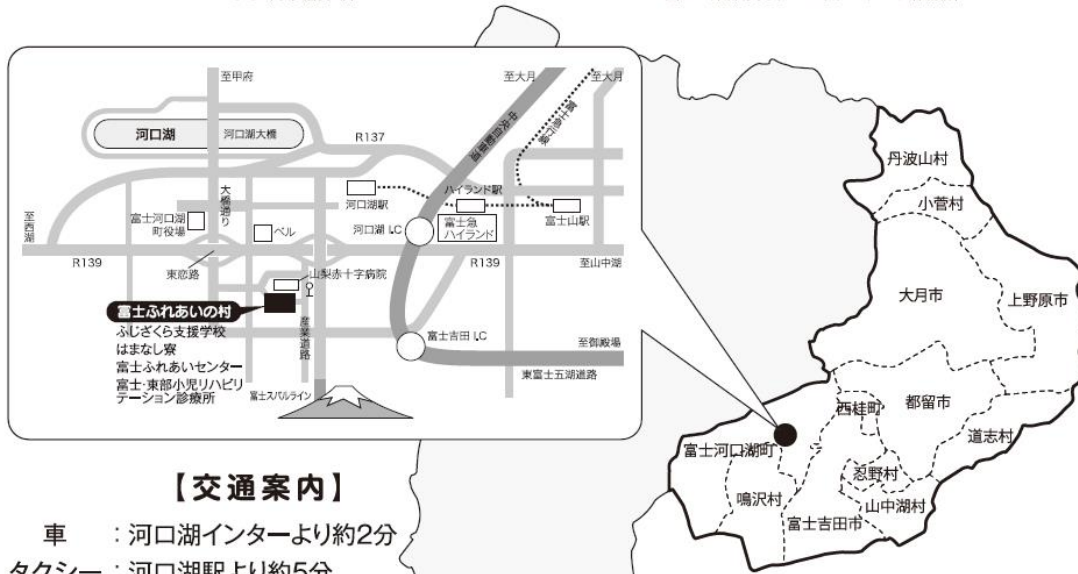
はまなし寮



ふじざくら支援学校



富士・東部小児リハビリテーション診療所



【交通案内】

- 車：河口湖インターより約2分
- タクシー：河口湖駅より約5分
- バス：河口湖駅よりレトロバスで「山梨赤十字病院」下車徒歩5分

編集後記

富士ふれあいの村だよりは今回で第25号の発行となりました。お忙しい中、寄稿いただいた皆様には感謝申し上げます。新型コロナウイルスがまだまだ予断を許さない状況ですが、地域の皆様との連携のもと、富士・東部圏域のみなさまの地域生活の充実のため、様々な事業に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

編集・発行 山梨県立富士ふれあいセンター

〒401-0301
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1
TEL (0555) 72-5533
FAX (0555) 72-5539
E-mail: fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp